

(1)



さくら 農業委員会だより



平成15年8月 発行
第71号
 発行 佐倉市農業委員会
 〒285-8501
 佐倉市海隣寺町97
 佐倉市ホームページ
 (<http://www.city.sakura.chiba.jp>)
 のメニューの「Web市役所」の
 「委員会事務局」をクリックする
 とご覧いただけます。
 ☎ 043-484-6285(直通)



弥富小1年生給食用ピーマンの植え付け!!

農業委員の交代

この度、選任委員（議会推薦）の委員が交代されましたのでご紹介いたします。

辞任(5月31日付け)

- ・ 寺田 一彦 委員
- ・ 粟生 喜三男 委員
- ・ 臼井 尚夫 委員

就任(6月1日付け)

- ・ 木原 義春 委員
- ・ 檀谷 正彦 委員
- ・ 宮部 恵子 委員

主な内容

- ☆ 活用しよう！認定農業者制度…2頁
 - ☆ 農業者年金に加入しましょう…3頁
 - ☆ 委員よりひとこと……………4頁
- 他

(本紙は、古紙配合率100%再生紙を使用しています。)

活用しよう！ 認定農業者制度

○認定農業者制度ってなに？

- 農業で頑張っていくあなたが、自分の夢を数字に表し、将来の経営の姿をはっきりさせます。
- これを市が認定し、「農業のスペシャリスト」として関係機関が具体的な支援を行い、農業経営の発展を目指すものです。

○認定農業者にはこんなメリットがあります

- 低利資金の融資
- 税制の特例
- 機械等導入・農地集積・・・など

認定の手続き

1 認定の申請

- 認定を受けようとする方は、5年後を見通して、自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくのか、それをどのような方法で実現させていくのかをみすえて経営改善計画を作り、市（農政課）へ提出します。
- 経営改善計画書の作成に当たっては、市の経営改善支援センター（農政課内）が応援します。

2 経営改善計画書に記載する内容

- 経営規模・作付内容
- 生産方式をどのように合理化するか（新技術、機械の導入による省力化等）
- 経営管理をどう高度化するか（複式簿記の記帳等）
- 就業条件をどう改善するか（休日制・給料制の導入、社会保険の加入等）

3 認定の基準

1. 計画が市が定める「基本構想」に照らして適切であること。
2. 計画が達成されることが確実であること。
3. 計画が農用地の効率的・総合的な利用を図るため適切であること。

計画の有効期間

経営改善計画の有効期間は5年間とされていますので、計画期間の終了を迎えようとする方は、計画の達成状況の点検と併せて次の5年間を見通した新たな計画を作成し、再認定を受けることができます。



農業者年金に加入しましょう

新制度のポイント

農業従事者なら誰でも加入

- 60歳最未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事する者であれば誰でも加入できます。
- 農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

積立方式で安定した財政運営

- 将来受給する年金は自らが積み立てる方式となり、少子高齢化の進展にも対応でき、長期に安定した制度です。
- 確定給付型でなく確定拠出型の積立式であるため、運用のいかにかわらず、安定した運営が可能です。

積立金は安全かつ効率的に運用

- 積み立てられた保険料は農業者年金基金が債券を中心に安全かつ効率的に運用します。
- 年金原資の積立期間は安定性に配慮しつつ有利な運用を、年金支給期間は全額債券で安全性を重視した運用を行います。

保険料の手厚い国庫助成

- 認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対し、保険料（月額2万円）の2割、3割又は5割の政策支援（保険料の国庫助成）があります。

保険料を自由に選択

- 政策支援を受けない場合、保険料を月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位で加入者自身が選択できます。また、減額・増額は任意です。

税制面でも大きな優遇措置

- 保険料は全額社会保険料控除の対象となり、年金給付についても公的年金等控除の対象となります。

80歳までの保証が付いた終身年金

- 年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。



農業者年金制度の詳しい内容や加入の申込みについては、
農業委員会又はJAへ

委員からのひびくと

根郷地区 長澤 信夫

農家組合のみなさまには、日頃より農業委員会の業務に対しご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

委員として一番感じたことは、農地基本台帳の大切さです。

皆様ご承知のとおり農業委員会では毎年8月1日現在で農地基本台帳(所有地及び耕作地に関する申告書)の調査を実施しております。

では台帳はどのように使われているのでしょうか！

○売買等の許可申請に必要な証明書

○農家住宅・分家住宅を建てる際の証明書の発行

○農業経営の実態
(農業経営状況に関する証明)

○耕作者証明

○貸付証明

○その他必要な証明書

を発行するために非常に重要な資料となります。これらの証明事項は、農地基本台帳に基づき作成されま

す。
毎年ご面倒とは思いますが記入例に従い、必要事項を記入され、提出して下さる様お願い致します。
今後地域農家の相談相手として活動して参りたいと考えております。

委員からのひびくと

志津地区 三門 増雄

委員としての活動は毎月の調査会、総会や各種の研修会等が中心ですが、最近では地域の農家から農地に関する許可についての色々な相談も増えてきました。

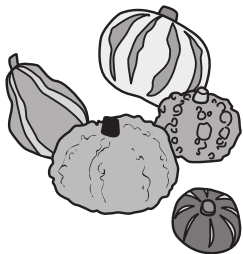
まだまだ事細かに対応出来ず、勉強不足を痛感しています。その都度事務局へ足を運んでいる状態です。

さて、農業を取り巻く環境は国内外に厳しい状態です。BSE騒動に始まり、偽装表示、残留農薬問題等、健康や食べ物の安全性に対する関心が高まっているため、消費者は生産者が分かる農産物を求めています。

高齢化が進み、担い手農家が減り耕作放棄地も増えてきています。

WT0農業交渉の行方も気になる

ところですが、「農業委員憲章」を基本として、地域農家の手助けができるような活動をしていきたいと考えています。



委員・研修会開催

県条例の改正に伴い、9月1日から改正される佐倉市土地の埋立て及び土質等の規則に関する条例研修会を8月総会で行ないました。この条例は、土砂の搬入を伴う農地造成時に併せて許可が必要となるものです。



全国農業新聞

— 発行所 —
全国農業会議所

全国農業新聞を読んでみませんか。
くらしと経営に役立つ情報が
いっぱいです。



お申し込みは、農業委員会事務局又は
農業委員さんへどうぞ

◇発行日 毎週金曜日 ◇購読料 1ヶ月 600円 (送料共)

農業委員会だよりは、農家のみなさんのための情報誌です。ご意見、ご感想、又情報などありましたら事務局までお寄せ下さい。